

令和元年7月

高校生向け の特設HP

高等教育の修学支援新制度について

(令和2年4月からの実施に向けた 高校等での予約採用)

~社会的養護の関係者の皆さまへ~

*制度概要·Q&A·広報資料等を,下記HPに掲載しています

文部科学省 高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

文部科学省「高等教育段階の教育費負担軽減」のホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm





高校等の生徒のみなさん。 大学等に進学して勉強したいのに、授業料や生活費など、 お金が心配で進学しようかどうか、迷っていませんか。

学びたい気持ちを経済的にしっかりと支える法律が成立しました。

法律成立にあたって、 文部科学大臣からメッセージがありますので、お伝えいたします。



■ 文部科学大臣のメッセージ (PDF)

ここを参照



高等教育の修学支援新制度について(概要)

【新制度の概要】

*詳細は、文科省HP等でご確認ください

- ○支援対象の学校種: <u>大学·短期大学·高等専門学校·専門学校</u>
 - *9月中下旬に、文部科学省等が対象機関を公表予定
- 〇支援内容:①授業料と入学金の免除/減額+②給付型奨学金の支給(あわせて支援)
 - *例 私立大学·自宅外 ①約70万円(授)·約26万円(入)(上限額), ②約91万円
- 〇支援対象者: <u>住民税非課税世帯・準ずる世帯</u>の学生
 - *令和2年度の在学生(既入学者含む,大学院生除く)

* 来年度から支援が大幅拡充

【支援対象となる学生の要件】(令和2年度新入生の場合)

- ○家計要件:**住民税非課税世帯・準ずる世帯の**学生(準ずる世帯:非課税世帯の2/3,1/3の支援)
 - 本人や家計支持者(両親など)の<u>マイナンバーを日本学生支援機構に提出⇒審査</u>
- ○学業成績・学修意欲:①高校2年までの評定平均値3.5以上+学修意欲
 - ①または② ②同 3.5未満+高校等でレポート又は面談で学修意欲を確認 など
 - *高校等の卒業後2年まで申請可能(高卒認定試験合格者も)

【給付型奨学金の予約申込み先・申請期限】(令和2年度新入生の場合)

- ○<u>6月中旬~8月上旬に高校等で申込み(書類+インターネット)⇒日本学生支援機構(JASSO)</u>へ
 - *日本学生支援機構で審査⇒12月頃に採用候補者決定·生徒に連絡(3/3,2/3,1/3の区分)
 - *夏以降に進学に進路変更の場合は、在学採用(来年4月に進学先の学校で申込)も可能

高等教育の修学支援新制度について (実施時期:令和2年4月1日/通常国会で法成立:令和元年5月10日)

【幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針(平成30年12月28日関係閣僚合意)より】

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】<u>住民税非課税世帯</u> 及び <u>それに準ずる世帯</u>の学生

((令和2年度の在学生(既入学者も含む)から対象))

【財源】<u>少子化に対処するための施策</u>として、<u>消費税率引上げによる財源を活用</u> 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

所要額(試算) 約7,600億円

国:約7,100億円 地方:約500億円

※支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学 率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算

* 政省令: 令和元年6月28日公布

当面のスケジュール

令和元年 6月 予約採用の手続開始 9月20日頃 対象大学等の公表 令和2年 4月以降 学生への支援開始

授業料等減免

○ <u>各大学等</u>が、以下の上限額まで<u>授業料等の減免を実施</u>。減免に 要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

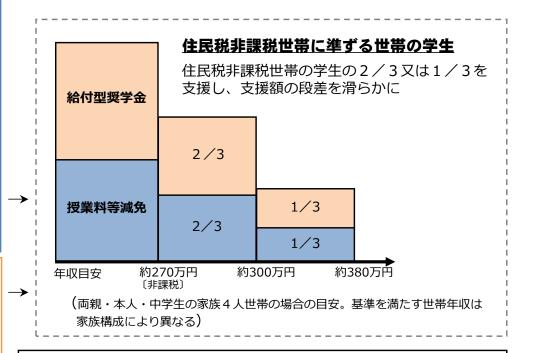
	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が<u>学業に専念</u>するため、<u>学生生活を送るのに必要な学生生活費を</u> 賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の 学習意欲を確認
- 大学等への進学後の学習状況に厳しい要件

大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免・給付型奨学金の新制度(2020年度~) <社会的養護を必要とする者・生活保護世帯出身者の場合>

1. 授業料等減免の上限額(年額)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門 学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

2. 給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の 支援が必要ない者			ぐ本人が居住費を 負担している場合
		月額	(参考)年額	月額	(参考)年額
大学、	国公立	33,300円	約40万円	66,700円	約80万円
短大、 専門学校	私立	42,500円	約51万円	75,800円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	34,200円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	43,300円	約52万円

※大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもと から通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない場合」になります。

※通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

3. 所得・資産の要件の確認

(1) 社会的養護を必要とする者(児童養護施設等の入所者等)

本人の所得・資産のみで判定し、低所得であれば、支援対象となります。

(2) 生活保護世帯の出身者

原則、**父母及び本人の所得・資産により判定**します。

父母が「生活扶助」を受けていれば、非課税世帯として支援対象となります。

- ✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。(所得について、本人(未成年)の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、判定には影響しません。)
- ✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。

3

1. 新制度のポイント(現行の制度との比較)

(1) 授業料等減免

	現行制度	新制度
実施根拠	各大学等が独自に実施	各大学等が新たな法律に基づき実施

(2) 給付型奨学金

	現行制度	新制度
支給額月額	2万円〜4万円 ※国立大学等で授業料減免を受けている 場合は減額あり	2.9万円〜7.6万円(非課税世帯の場合)に大幅拡充 ※大学・短大・専門学校の額(高等専門学校は、1.8万円〜4.3万円) ※国立大学等で授業料減免を受けている場合でも <u>減額なし</u>
対象	住民税非課税世帯 ※生活保護受給世帯、社会的養護を必要と する人含む。	住民税非課税世帯に加え、 準ずる世帯(非課税世帯の2/3または1/3の額を支給)
推薦について	・高校等ごとの <u>推薦枠(人数上限)</u> あり ・日本学生支援機構のガイドライン に基づき高校等が策定した推薦基準 に基づいて選考	 ・高校等ごとの推薦枠(人数上限)なし ・高校等において推薦基準の策定不要 ・高校等在学時の成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により、学修意欲や進学目的等を確認 (ただし、進学後は学習状況に厳しい要件)
経済要件 (所得・資産)の 確認	・経済要件(所得・資産)の確認にも高校等が関与・資産の確認のため通帳の写しを学校経由で提出	・所得は 日本学生支援機構において確認 ・資 産の確認は自己申告 による (通帳の写しの提出不要)
申込方法	予約採用のみ(進学後の申請不可)	予約採用 ・ <u>在学採用</u> を実施(<u>進学後の申請も可能</u>) 4

2. 新制度で高校等にお願いしたいこと

(1)生徒、保護者への広報・周知

これまで<u>経済的事情で進学をあきらめていた生徒にも進学の機会ができる新制度</u>の内容について、**生徒、保護者への周知**をお願いします。

(2)学修意欲の確認

新制度では、高校等在学時の**成績だけで否定的な判断をせず、レポートの提出や面談等により、明確な進路意識と強い学び** の意欲の確認(※)をお願いします。

(大学等への進学後には、その学修状況に厳しい要件を課し、これに<u>満たない場合には支援を打ち切る</u>こととしています。) 生徒が予約採用を申し込む際、適切な進路指導を通じて、新制度の理解を促すとともに、<u>進路意識や学修意欲があることに</u> ついて十分な確認を行っていただくようお願いいたします。

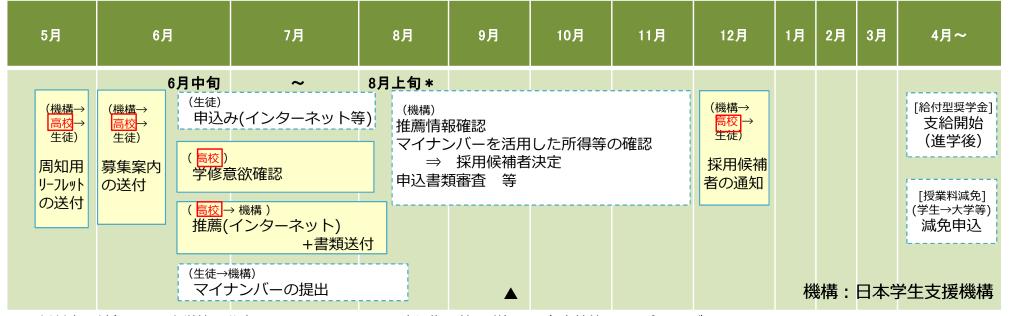
(※) 5/17日付で、文部科学省から、高等学校等向けに「大学等への修学支援の措置に係る学習意欲等の確認の手引き」を提示

(3)生徒からの申込書類受付、日本学生支援機構への推薦・書類送付等

申込者の提出書類及びインターネットでの申込情報に誤りがない(※)ことを確認の上、インターネットで成績等の推薦情報を入力し、推薦をお願いいたします。

(※) <u>所得の確認</u>は、申込者から高校等を経由せずに提出された<u>マイナンバーにより機構が行います</u>ので、<u>学校での確認は不要</u>です。 また、申込書類の機構への送付をお願いいたします。

3. 高校等における申込手続の流れ <参考>すでに大学・専門学校等に進学している学生は、秋以降に在学校での手続き(詳細は別途連絡)



▲:新制度の対象となる大学等の公表(9/20頃)

*申込期限等の詳細は,各高校等にお問合せください

5

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所 **得**】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、 以下の基準額に該当すること

(算 式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6% - (調整控除の額+税額調整額)※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ なっ指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額+税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第 I 区分(標準額の支援) 100円未満(市町村民税所得割が非課税となる者※を含む。) ※税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第 I 区分に該当しない場合がある。

第Ⅲ区分(標準額の2/3支援) 100円以上~25,600円未満 第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上~51,300円未満 【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産*の合計額が、以下の基準額に 該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満 生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

在学採用

※ 対象となる資産の範囲:現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額 (不動産は対象としない)

2. 学業成績・学修意欲に関する要件(採用時) ※ 認定後は、適格認定の基準(資料6参照)により学業成績等を確認し、これに基づき支援の継続の可否を判定する

予約採用 高校3年生

申請時期 : 入学前年度

高校2年次(申込時)までの評定平均値が、

3.5以上 ・・・ 進路指導等において 学修意欲を見る。

3.5未満 ・・・ レポート又は面談により 学修意欲を確認する。

高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者 については、高卒認定試験の受験・合格をもって、 学修意欲があるものとみなす。

<u>1年生</u> 申請時期 : 入学年 4月*

- (1) 進学前の評定平均値が算出できる場合 次の①か②のいずれかに該当すること
 - ① 高校の評定平均値が3.5以上であること
 - ② 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、 将来の人生設計等が確認できること
- (2) 進学前の評定平均値が算出できない場合 次の①から③のいずれかに該当すること
 - ① 入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること
 - ② 高卒認定試験の合格者であること
 - ③ 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将 来の人生設計等が確認できること
- ※ 秋季入学の場合の申請時期については検討中。

2~4年生

申請時期 : 在学中(毎年) 4月

在学する大学等における学業成績について、 GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること

または

次のいずれにも該当すること

- ① 修得単位数が標準単位数※以上であること ※ 標準単位数=卒業必要単位数/修業年限×申請者の在学年数
- ② 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること
- ※ ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の 学業成績等が適格認定の基準(資料6参照)において 「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

| 3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 同表の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(=将来永住する意思があると認められた者)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

次により大学等へ進学した者を1度に限り支援の対象とする。

- ① 高校等を卒業後2年の間に入学が認められ進学した者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験を受けることができる者となった日の属する年度から5年を経過していない間に当該試験の合格者となり、合格後2年の間に入学が認められ進学した者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における修学意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、上記の要件に 準じて20歳以下で大学等へ進学した者

社会的養護の関係者の皆さまへ

【来年春に進学する生徒向け】

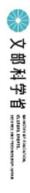
- 〇子供たちが、経済的な理由で、大学や専門学校等への進学をあきらめないよう、高等教育の修学支援新制度を、子供たちにお知らせください。
 - ⇒ 高校生用リーフレット,保護者用リーフレット,文科省の特設HP,日本学生支援機構 (JASSO)のHP などをご覧ください
- 〇子供たちの具体的な<u>進路選択にあたって、ご相談にのって</u>ください。 また、<u>高校等の教職員とも、情報共有やご相談</u>をお願いします。
 - ⇒ 給付型奨学金の予約申込みは、8月上旬までに高校等からになります
 - ⇒ スカラシップ・アドバイザーの施設への派遣も可能です(日本学生支援機構に申込み)
- 〇子供たちが, 進学先でしっかり学習するよう, アドバイスをお願いします。
 - ⇒ 学業成績や学修意欲が著しく低いと、支援の打切りになってしまいます

【既に進学されている学生向け】

○本年秋以降に、在学校で、新制度への移行手続をしていただく予定です。 7 手続きの詳細は、改めてお知らせしますので、学生に情報提供してください。

高校生向け<mark>の高等教育の修学支援新制度HP</mark> 授業料等減免と給付型奨学金)

http:/ www.mext.go.jp/kyufu/index.htm



トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等教育の負担権指

高校生・保護者の皆様へ





大学・短大・高等専門学校、専門学校での 学びを支える法律が成立しました

高等教育の修学支援新制度(授業科等減免と給付型奨学金)

高校3年生は、 6月・**7**月が、 申込期間です!!

申込手続について、学校の先生に相談してみましょう



国の道路数算の 容別改裁所制製って どんな制製?

手続きのスケジュールを 製スで

道学後に必要なことを 数スて

V%D

もっと詳っく知られら と思は (コソク権)

0

0

0

どんな学生が対象になる? (支援の対象者)

どのくらい 支援してわらえる? (女服の金種)

手続きの方法を数えて

0



はじめに

大学等に進学して勉強したいのに、授業料や生活費など、 お金が心配で進学しようかどうか、迷っていませんか。 高校等の生徒のみなさん。

学びたい気持ちを経済的にしっかりと支える法律が成立しました。

文部科学大臣からメッセージがありますので、 法律成立にあたって、 お伝えいたし 944



文部科学大臣のメッセー 1: (PDF)